

(案)
委 託 契 約 書

秋田県立秋田北鷹高等学校長 伊藤 孝義（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は、
設備定期点検整備業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務）

第1条 甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名称 設備定期点検整備業務委託
- (2) 委託業務の場所 北秋田市伊勢町1番1号
秋田県立秋田北鷹高等学校

2 委託業務の内容 別紙仕様書による

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約した日から令和9年2月28日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

- 2 乙は、点検を実施した月毎に、報告書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から前項による報告書を受領したときは、速やかに検査確認しなければならない。
- 4 乙は、すべての委託業務が完了したときは、速やかに完了届を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。
- 5 乙は、前項の検査に合格したときは、甲の定める手続に従って委託料を甲に請求するものとする。
- 6 甲は、乙から前項による請求書が正当であると認めたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第○号により免除する。（※免除の場合）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、別紙仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

（光熱水費の負担区分）

第6条 委託業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、甲の負担とする。

(臨機の措置)

第7条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対して所要の措置をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは、必要な報告を求め、又は、委託業務の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、契約金額又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は甲乙協議して定める。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(解除等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。

(1) 乙が契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の実施が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約書を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第12条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、速やかに甲に報告することとし、また乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第13条 消費税及び地方消費税率が改正された場合、甲と乙は税率の変更による増加額相当分の変更契約について協議する。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第15条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 北秋田市伊勢町1番1号
秋田県立秋田北鷹高等学校長 伊藤 孝義 印

乙

印